

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第64号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6年2月2日付け諮問教職第597号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が開示請求を求めている保有個人情報の内容

審査請求人に係る勤務に関する全ての書類（出勤簿、勤務の割振り、休日出勤の振替など、マイクロバスの運行記録（運転記録）も含む全て）

2 開示請求に対する処分の内容

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定（平成30年度分の出張伺及び復命書）

(2) 保有個人情報の開示をしない旨の決定（平成29年度以前分の出張伺及び復命書、平成30年度以前分の事務分担、運転日誌・日常点検票、職務専念義務免除、出勤簿、願退簿（願届簿のこと。以下同じ。）、休日出勤等届、週休日の振替等）（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

開示請求	令和	6年	1月15日
本件処分	令和	6年	1月29日
審査請求	令和	6年	1月30日
諮問	令和	6年	2月2日
答申	令和	7年	8月22日

5 審査請求の趣旨

平成30年度分の運転日誌、出勤簿、願退簿（願届簿）、休日出勤等届、週休日の振替等に関する文書（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結 論

本件処分は妥当である。

(2) 争 点

審査請求人は、本件保有個人情報について保有しているはずであると主張している。

これに対して、実施機関は、本件対象保有個人情報は保存期間経過後に廃棄したため保有していないとして本件処分を行ったものである。

(3) 審査会の判断理由

本件対象保有個人情報は、実施機関における共通的な事務に係る文書（以下「共通文書」という。）に該当する。石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）第47条第4項（文書の保存期間）は、共通文書の保存期間については石川県総務部総務課長が定める旨を規定していることから、請求日時点における共通文書分類表を確認したところ、運転日誌の保存期間は1年、出勤簿の保存期間は3年、願届簿の保存期間は1年、休日出勤等届の保存期間は1年、週休日の振替等の保存期間は1年であった。

また、当審査会事務局職員をして石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第32条）第12条第4項に基づき、審査請求人の当時の勤務先である学校において調査を行わせ、本件対象保有個人情報の保管場所を確認させたところ、現に保有していないことを確認した。

7 審議経緯

審査回数4回

答 申 書

令和7年8月22日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、令和6年1月29日付け教職第558号により行った保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）は妥当である、

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和6年1月15日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり実施機関に対し保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求内容 : 審査請求人に係る勤務に関する全ての書類（出勤簿、勤務の割振り、休日出勤の振替など、マイクロバスの運行記録（運転記録）も含む全て）

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年1月29日付けで、法第82条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり処分を行い審査請求人に通知した。

（1）保有個人情報の開示をする旨の決定（部分開示）

開示する文書 : 平成30年度分の出張伺及び復命書

開示しない部分 : 開示請求者以外の個人に関する情報

開示しない理由 : 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため

（2）本件処分

不開示とする文書 : 平成29年度以前分の出張伺及び復命書、平成30年度以前分の事務分担、運転日誌・日常点検票、職務専念義務免除、出勤簿、願退簿（願届簿のこと。以下同じ。）、休日出勤等届、週休日の振替等

開示しない理由 : 既に文書保存期間が経過して廃棄したため、不開示とした。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年1月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、令和6年2月2日付けで、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

実施機関の「既に文書保存期間が経過して廃棄したため、不開示」という処分を取り消しを求め、「平成30年度の請求人に関する運転日誌、出勤簿、願退簿（願届簿）、休日出勤等届、週休日の振替等に関する文書」の開示を求める。

2 審査請求書における理由

職員の勤務に関する文書の保存期間は、在職年度の翌年度から開始して5年間である。従って、平成30年度の勤務に関するものは、次のとおりとなるはずである。

平成31年（1年目） 令和2年（2年目） 令和3年（3年目） 令和4年（4年目）
令和5年（5年目）

3 反論書における理由

実施機関の弁明には、重大な誤りがあると思われる。

実施機関は、「運転日誌、出勤簿、願退簿（願届簿）、休日出勤等届、週休日の振替等に関する文書の保存期間はいずれも1年または3年となっており」と主張するが、どこにもそれを裏付ける法的根拠は示されていない。

むしろ「石川県教育委員会文書管理規程」（平成14年4月1日）には、別表第2「文書保存期間標準」があり、「5年」の欄を見ると、「20 職員の給与及び旅費に関する文書」と規定されている。

つまり、審査請求人の求める勤怠に係る文書（の一部）は、5年が保存期間である。

また、厚生労働省は、同省の周知PRサイトにて、「退職金の時効は5年ですし、時効が更新（旧来の用語では「中断」）されることなどもあり、実際には3年を経過しても労働関係書類が必要になることもあり、現実には3年を超えて書類を保管する必要が出てくることもあります。」と言っており、仮に実施機関の言うとおりの「3年」であったとしても、3年を超えて書類を保管する必要が出てくることを、実施機関は容易に予見できたはずである。

従って、そもそも保存期間は5年であるばかりか、厚生労働省の指導によって5年保存が言われていたのであるから、実施機関の言い分には理由がないと考える。

4 意見書における理由

弁明書において、実施機関は「文書の保存期間はいずれも1年または3年となっている」ことを理由に、請求人が求める文書は既に破棄されたと弁明している。

しかしながら、これに対して県は一方で、「訴訟が係属している場合には、文書を破棄せずに保管を継続する」とも受け取れる説明を行っており、文書の取扱いにおいて一貫性を欠いている。

実際、審査請求人と県との間では、複数の関連訴訟が継続的に進行している。

訴訟の過程において、本件審査請求に関連する文書がたびたび話題に上っており、文書が訴訟資料として必要であることは明白である。したがって、「訴訟係属中であるため保存していた」とする一方で、「保存期間が過ぎたため破棄した」とする説明は、明らかに整合性を欠き、いわゆるダブルスタンダードであると指摘せざるを得ない。

審査会におかれては、このような実施機関の対応が適正であったかを厳正にご判断いただくとともに

に、仮に文書を破棄したというのであれば、具体的に「いつ」「どのような経緯で」「どの部署が責任をもって」破棄を決定・実行したのか、その過程を明確に示されたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

審査請求人が、令和6年1月30日付けで提起した審査請求については、これを棄却すべきである
と考える。

2 弁明の理由

運転日誌、出勤簿、願退簿（願届簿）、休日出勤等届及び週休日の振替等に関する文書の保存期間は
いずれも1年または3年となっており、平成30年度の当該文書は保存期間経過後に廃棄した。

よって、審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

法は、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、
その適正な取扱いが図られなければならない。」（第3条）との基本理念を示し、何人も自己を本人と
する保有個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができることを規定するととも
に、これらの請求を受けた実施機関が、開示、訂正又は利用停止をすべき義務を負っていることを規
定している。

当審査会は、上記の理念を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求における争点について

本件審査請求に係る対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、審査請求人に
係る平成30年度の運転日誌、出勤簿、願届簿、休日出勤等届及び週休日の振替等である。

実施機関は、本件対象保有個人情報は保存期間経過後に廃棄したため保有していないと主張してい
る。

3 法第78条（保有個人情報の開示義務）について

法第78条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に
次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合
を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。同条に
おける「開示」とは、実施機関が開示請求に係る保有個人情報があるがままたに見せることであると解
されるから、実施機関は現に保有している個人情報について開示決定等を行えば足りる。

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、保存期間が経過したという根拠がなく、訴訟が係
属している場合には保管を継続する必要があることから、保有しているはずであるとしている。

そこで、当審査会は、本件対象保有個人情報に係る保存期間について検証を行うこととした。

あわせて、審査請求人が本件対象保有個人情報に本来存在すべきであるとの主張を行っていることから、実施機関における本件対象保有個人情報の保有の有無を直接確認するため、当審査会事務局職員をして石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第32条。以下「条例」という。）第12条第4項に基づく調査を行わせることとした。

4 本件対象保有個人情報に係る保存期間について

本件対象保有個人情報は、実施機関における共通的な事務に係る文書（以下「共通文書」という。）に該当する。石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号。以下「文書管理規程」という。）第47条第4項（文書の保存期間）は、共通文書の保存期間については石川県総務部総務課長が定める旨を規定していることから、請求日時点における共通文書分類表を確認したところ、本件対象保有個人情報に係る保存期間については次のとおり記載されていた。

- ・ 運転日誌 保存期間 1 年
- ・ 出勤簿 保存期間 3 年
- ・ 願届簿 保存期間 1 年
- ・ 休日出勤等届 保存期間 1 年
- ・ 週休日の振替等 保存期間 1 年

また、文書管理規程第56条（保存期間の特例）は、現に継続している訴訟における手続き上の行為をするために必要とされる文書については、当該訴訟が終結するまでの間、保存期間を延長する必要がある旨を規定している（同条第2号）。審査請求人は、本件対象保有個人情報は訴訟資料であり保管する必要がある旨の主張を行っていることから、当審査会事務局職員をして、本件処分の担当課である教職員課に対し同条が適用されている文書の有無について確認させたところ、同課の説明は概ね次のとおりであった。

- ・ 本件対象保有個人情報については同条に該当するものがない。
- ・ 審査請求人を原告とする訴訟において課外活動における日当及び旅費について争いがあるため、当該日当及び旅費の算定根拠である出張同及び旅行命令（依頼）簿は、同条第2号に規定する訴訟における手続き上の行為をするために必要とされる文書に該当し、保存期間を延長している。
- ・ その他の文書については、そうした事情がないため保存期間を延長する必要がなかった。

5 条例第12条第4項の規定による調査について

当審査会の事務局職員をして、審査請求人の当時の勤務先である学校において調査を行わせたところ、次のとおり確認することができた。

- ・ 本件対象保有個人情報については確認することができなかった。
- ・ 運転日誌、出勤簿及び願届簿は、保存期間内のものだけを確認することができた。休日出勤等届及び週休日の振替等については、出勤簿により代用しているとの説明があった。
- ・ 保存期間が満了した文書については、文書管理規程における規定どおり、学校において毎年度の文書整理の際に廃棄しているとのことであった。

6 法第82条第2項（開示請求に対する措置）について

法第82条第2項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

本件対象保有個人情報については同条同項に規定する「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当することから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

7 結 論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断するものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年2月2日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第597号）
令和6年10月15日 （第65回審査会）	審議を行った。
令和7年5月28日 （第69回審査会）	審議を行った。
令和7年6月10日	条例第12条第4項の規定による調査を行った。
令和7年6月13日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
令和7年6月18日 （第70回審査会）	審議を行った。
令和7年6月25日 （第71回審査会）	審議を行った。